

## 平成28年度教育交流事業について

### 1 中国徳陽市教育交流

#### (1) 目的

本市の友好都市である中国四川省徳陽市との間で、児童生徒を相互に派遣し、交流することにより、友好親善を深め、児童生徒の国際的視野を広める。

#### (2) 概要

平成8年から小・中学生を隔年で派遣し合い、表敬訪問、交流校訪問、ホームステイ等の交流活動を行っている。今年度は、徳陽市の小・中学生を本市の交流校に受け入れる。(平成20年度は四川大地震、平成21年度は新型インフルエンザのため受入れを延期、平成25年度は鳥インフルエンザ、平成26年度は外務省の海外渡航情報における大気汚染に関する注意喚起のため派遣を延期した。)

受入	○市滞在予定時期 7月11日(月)～15日(金) ○学校訪問者 徳陽市の小・中学生8人、引率2人がそれぞれ交流校を訪問	【小学校】西条、八本松、西志和、高屋西、三ツ城 【中学校】西条、高美が丘
----	--	---

### 2 北広島市教育交流

#### (1) 目的

本市の姉妹都市である北広島市との間で、児童生徒を「子ども大使」として相互に派遣し、交流することにより、児童生徒の視野を広げ、友好の精神を培い、両市の発展に資する。

#### (2) 概要

昭和63年から小学生と中学生を隔年で派遣し交流してきたが、北広島市との協議により、平成24年度から小中学生混成団を毎年派遣し交流することとなった。訪問先では、市長・市議会議員表敬、市内見学、交流校でメッセージや交流作品の交換などの行事を行っている。

派遣	○派遣時期 8月22日(月)～24日(水) ○派遣者 東広島市の小学生9人、中学生7人、引率4人	次の各校から1人ずつ 【小学校】三ツ城、東志和、三津、東西条、木谷、原、高屋東、郷田、高美が丘 【中学校】西条、黒瀬、向陽、志和、高屋、磯松、松賀
受入	○受入時期 8月3日(水)～6日(土) (4日午後～6日は広島市滞在) ○学校訪問予定日 8月4日(木)午前中 ○来訪者 北広島市の小学生8人、中学生6人、引率6人	派遣校を中心に選定した小学校8校と中学校6校が1人ずつ受入れ

## 報告第30号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

#### （報告理由）

平成28年4月17日、東広島市立高屋中学校において、授業参観等のため校庭を駐車場として開放していたところ、当該校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れて当該校庭に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車の屋根等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

#### （根拠法令）

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を議会の指定の範囲内において次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

平成28年5月17日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 損害賠償の額 6万3,094円

2 債 権 者 東広島市

## 報告第31号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

#### （報告理由）

平成28年4月17日、東広島市立高屋中学校において、授業参観等のため校庭を駐車場として開放していたところ、当該校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れて当該校庭に駐車していた小型自動車に当たり、当該小型自動車のバンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

#### （根拠法令）

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を議会の指定の範囲内において次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

平成28年5月20日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 損害賠償の額 45万187円

2 債 権 者 東広島市

## 報告第32号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

#### （報告理由）

平成28年4月17日、東広島市立高屋中学校において、授業参観等のため校庭を駐車場として開放していたところ、当該校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れて当該校庭に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

#### （根拠法令）

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。



## 報告第33号

### 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年5月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 下 川 聖 二

#### （報告理由）

平成28年4月10日、東広島市立安芸津中学校の校庭において、部活動中の生徒が蹴ったサッカーボールが防球フェンスを越えて民家の屋根瓦に接触し、当該屋根瓦を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

#### （根拠法令）

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。



## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を議会の指定の範囲内において次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

平成28年5月20日

東広島市長 藏 田 義 雄

- 1 損害賠償の額 4万円
- 2 債 権 者 東広島市

## 「生徒の死亡にかかる調査委員会」に係る公金支出金返還請求訴訟の判決について

### 1 概要

東広島市の設置した「生徒の死亡にかかる調査委員会」（以下「調査委員会」という。）は、地方自治法第138条の4第3項に規定されている附属機関の性格を有しており、附属機関は同規定により条例で定める必要があるにもかかわらず、その設置根拠が条例ではなく要綱であることから、調査委員会の委員に対し報酬、費用弁償を支払ったことは違法な財務会計であるとして、

○市長は藏田義雄に対し、851,280円及びこれに対する支出日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

等の訴えが市長に対して提起されたもの。

### 2 経緯

#### 平成27年

- 5月21日 原告2名及び訴外1名から、訴訟と同趣旨の住民監査請求書が提出される。
- 6月1日 東広島市監査委員から、「住民監査請求は地方自治法第242条第2項において、『前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。』と規定されているが、本請求はすでに1年を経過している。また、本調査委員会の活動は、当時新聞等のマスコミにより広く報道されており、秘密裡に行われたとは言えず、相当の注意力をもって調査をしても当該行為を知ることができなかつたという『正当な理由』は認められない。」として監査請求を却下した。
- 6月30日 原告2名が広島地方裁判所に対して提訴。
- 7月15日 広島地方裁判所から、「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」が郵送され收受する。
- 9月2日 第1回口頭弁論。以下、計4回の口頭弁論が行われた。

#### 平成28年

- 4月27日 広島地方裁判所より、判決の言渡し。
- 5月9日 原告らが広島高等裁判所に対して、控訴。

※ ■は監査請求分、□は訴訟分。

### 3 判決の内容

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 4 主な争点と裁判所の判断

- (1) 本件監査請求は適法にされたものか。

→ 本件監査請求が本件各支出から1年8カ月後に行われたことについて正当な理由があるとは言えないから、本件監査請求は、法の定めた監査請求期間を徒過した後に行われた不適法なものである。

#### 【理由】

本件監査請求は、本件各支出のうち最後のものから起算して1年8カ月の経過後に行われている。本件調査委員会は、その結成前から活動内容の予定が報道され、活動中及び報告書を取りまとめて解散するまでの経過も報道されていたことが認められる。また、委員に対する報酬や費用弁償等が支払われることは予測可能である上、本件各支出は調査委員会の活動から合理的な期間内において行われているから、相当の注意力をもって調査すれば、本件支出が行われた頃に知ることが可能であったといえることができる。

また、東広島市例規集は公開されているし、市に対して本件調査委員会の設置根拠について情報公開請求を行うことも可能であるから、相当の注意力をもって調査すれば、遅くとも平成25年9月20日までは、本件調査委員会の設置根拠が条例ではないことも容易に判明したと認められる。

- (2) 要綱設置された調査委員会委員に対する報酬等の支給は違法か。

→ 判断なし

- (3) 市長に財務会計上の違法行為を阻止すべき監督責任に故意又は過失が認められるか。

→ 判断なし

※本件訴訟は適法な監査請求を経ていないから、その余について判断するまでもなく、不適法であり却下を免れない。

### 5 今後のスケジュール

一審の弁護を依頼した本市の顧問弁護士に、再度訴訟委任を行い、応訴する。

## 市内小学校臨時教諭の逮捕について

### 1 事案の概要

当 該 者：黒川 聖二 教諭（24歳）

所 属：東広島市立小谷小学校 学級担任（H28.4.1～H28.7.24 育休代員）

発生日時：平成28年5月3日（火）午前1時33分頃

発生場所：西条中央6丁目江熊交差点付近

内 容：酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕

### 2 事案の経緯

黒川教諭は、平成28年5月2日（月）午後6時半頃から、職場の同僚職員との歓迎会に参加。翌日の未明（午前1時すぎ）まで焼酎等のアルコールを含め飲食したのち、午前1時33分頃、軽乗用車を運転していた。

黒川教諭の運転する軽乗用車が、発進と停止を繰り返していたことを不審に思ったパトロール中の警察署員に呼び止められ、呼気検査の結果、1リットルあたり0.3ミリグラム（基準値の2倍）のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。

### 3 対応

平成28年5月6日（金）午後6時から、小谷小学校にて保護者への説明会を開催し、謝罪と共に状況報告、今後の対応について説明した。同年5月9日（月）からは同校に心のサポーターを一定期間配置し、児童の心のケアにつとめるとともに、学級担任を変更した。

また、同年5月10日（火）の校長会において、服務規律の厳正確保について改めて指導の徹底を図り、再発防止及び信頼回復に向けた取組みの充実を図った。

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

1 平成27年度決算概要

事業年度期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

科目		平成27年度	平成26年度	増減
経常収益	基本財産運用益	1,801,250円	1,801,250円	0円
	事業収益	4,592,000円	4,875,000円	△283,000円
	受託事業収益	249,283,854円	267,076,653円	△17,792,799円
	雑収益	186,098円	159,729円	26,369円
経常費用	事業費	252,235,638円	270,792,872円	△18,557,234円
	管理費	2,742,862円	2,589,296円	△153,566円
経常外費用	経常外費用	0円	0円	0円
	一般正味財産期首残高	5,106,873円	4,576,409円	530,464円
	一般正味財産期末残高	5,991,575円	5,106,873円	884,702円

2 受託事業等の状況

市等からの受託(10事業) 249,283,854円

3 平成27年度の事業概要

(1) 東広島市における教育文化芸術の振興及び国際化の推進に関する事業

- ア 市民文化センター及び市民ギャラリーでの自主企画事業
- イ 指定管理者として、市民文化センター及び市民ギャラリーの管理運営
- ウ コミュニケーションコーナーの運営
- エ 国際化推進事業

(2) 東広島市におけるスポーツ教室の開催等スポーツ振興に関する事業

- ア 黒瀬・安芸津B&G海洋センター、黒瀬屋内プール及び市民グラウンドの体育施設運営事業
- イ 各種スポーツ教室等の企画・開催等のスポーツ振興事業
- ウ 健康、体力づくり等を支援する国民健康保険事業
- エ 体育、スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供
- オ スポーツ用具等の貸出

## 平成28年度正味財産増減予算書

(単位：千円)

科 目	予 算 額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,850
② 受託事業収益	246,816
③ 事業収益	6,630
④ 雑収益	60
経常収益計 (A)	255,356
(2) 経常費用	
① 事業費	252,676
② 管理費	2,680
経常費用計 (B)	255,356
経常収支差額 (A)-(B)	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	4,313
一般正味財産期末残高	4,313
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
受取利息等	1,850
一般正味財産への振替額	△1,850
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	105,000
指定正味財産期末残高	105,000
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>109,313</b>

## 第28回東広島市民スポーツ大会の開催について

- 1 趣 旨 広く市民の間にスポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達を図り、明るく豊かな市民生活の形成と未来にはばたく国際学術研究都市の建設に寄与する。
- 2 主 催 東広島市民スポーツ大会実行委員会
- 3 共 催 東広島市 東広島市教育委員会 東広島市体育協会
- 4 主 管 東広島市陸上競技協会 東広島市ゲートボール協会  
東広島市バレーボール協会 東広島市ソフトバレーボール連盟  
東広島市ソフトボール協会 東広島市グラウンド・ゴルフ協会  
東広島市スポーツ推進委員協議会 東広島市中学校体育連盟  
東広島市小学生体育連盟
- 5 協 賛 広島大学 近畿大学工学部 広島国際大学

### 6 競技種別・期日・会場

競 技 種 別		期 日	会 場	
総合開会式 及び 陸上の部		平成28年6月5日(日) 9:30~ 【雨天中止】 (ただし、小雨の場合、決行)	アクアパーク(東広島運動公園) 陸上競技場	
球技の部	ゲートボール	平成28年8月21日(日) 8:30~  【雨天の場合】 ソフトバレーボールのみ実施 他種目は中止	近畿大学工学部グラウンド	
	ソフトボール		福富多目的グラウンド 高屋マツダスポーツグラウンド	
	グラウンド・ゴルフ		男子	アクアパーク(東広島運動公園) 陸上競技場・多目的広場
			女子	
	ソフトバレーボール	男子	アクアパーク(東広島運動公園) 体育館	
		女子		
総合表彰式		平成28年8月26日(金) 18:30~	下見福祉会館(予定)	

### 7 競技方法

基本は小学校区対抗戦とする。ただし、特別の事情がある場合においては、実行委員会の承認を得た場合に限り、球技の部においては複数小学校区でのチーム編成を認めることとする。なお、その場合におけるチーム編成の範囲は、中学校区単位までとする。

## 8 表 彰

陸上の部及び球技の部各種目の表彰は3位までとし、大会当日の閉会式及び種目終了後において表彰する。

総合表彰は8位までとし、8月26日(金)午後6時30分から開催する総合表彰式において表彰する。

## 9 参加資格

※参加資格に違反した場合は、失格とする。

※平成28年4月1日現在の年齢とする。

部 門	種 目	性 別	人 数	年 齢	要 件
陸 上	4×100mリレー	男女混合	4名(男女各2名、同学年の同性は不可)	小学4~6年	大会当日まで小学校区に居住している者、または在勤している小学校教職員もしくは在学している小・中学校児童生徒およびその保護者をもって編成された小学校区ごとのチーム。
	玉 入 れ	男女混合	10名(男女各5名)	平成10年4月1日以前に生まれた者	
	1 0 0 m	男子の部 女子の部	各1名	中学生以上	
	みんなでジャンプ	男女不問	13名(指揮者1名、縄係2名、選手10名)	小学4年以上	
	大玉ころがし	男女混合	8名(男女各4名)	中学卒業以上	
	ストラックアウト	男女混合	6名(男女各3名)	中学卒業以上	
	年代別リレー (8×100mリレー)	男子の部 女子の部	各8名 小4-6年(2名:同学年から2名選出不可)-中学生-10代-20代-30代(女子の部は2名)-40代-50代(男子の部のみ)	小学4年以上	
球 技	ゲートボール	男女不問	5名以上8名以内	制限無し	同上。 ただし、複数小学校区でのチーム編成を認められた場合を除く。
	ソフトボール	男女不問	20名以内	平成10年4月1日以前に生まれた者	
	グラウンド・ゴルフ	男子の部 女子の部	各8名以内	小学5年生以上 (監督は18歳以上)	
	ソフトバレーボール	男子の部 女子の部	各8名以内	中学卒業以上	

## 10 その他

・総合開会式、陸上の部を中止する場合には、当日の午前6時30分からテレホンサービス(0180-99-1097)にて、案内する。

※PHS、一部のIP電話、一部のプリペイド携帯電話等とはつながりません。

・大会役員等の皆さまには、中止が決定次第、電話にて連絡します。